

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園，保育所，認定こども園などを
利用する児童の利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童も対象になります。

幼稚園，保育所，認定こども園等を利用する児童

【対象者・利用料】

- **幼稚園，保育所，認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての児童**の利用料が無償化されます。
 - 幼稚園については，月額上限2.57万円です。
 - 無償化の期間は，満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園，認定こども園の教育部分については，入園できる時期に合わせて，満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費，食材料費※，行事費などは，これまでどおり保護者の負担になります。
※1. 副食費は各施設(市立施設の場合は市)により設定されます。ただし，年収360万円未満相当世帯の児童と，全ての世帯の第3子以降(1号認定の場合小学校3年生から年少までを，2号認定の場合小学校就学前の児童を数える)の児童については免除されます。
- **0歳から2歳までの児童については，住民税非課税世帯を対象**として利用料が無償化されます。

幼稚園等の預かり保育を利用する児童

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには，お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
- 幼稚園等の利用に加え，**利用日数に応じて，最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。
- 在園中の幼稚園等で預かり保育を実施していない場合や，実施していても平日の実施時間が教育時間を含み8時間未満，または年間開所日数が200日未満の場合には，預かり保育とは別に**一時預かり事業，病児保育事業，ファミリー・サポート・センター事業等**も無償化の対象として利用できます。

手続き等について

【保育認定（2・3号）を受けている児童】

- **手続きは不要です。** 10月の保育料から無償化されます。
（3歳未満児は住民税非課税世帯のみ対象。）
対象者には10月以降の負担額（0円）について改めて文書によりお知らせします。

【教育認定（1号）を受けている児童】

- **手続きは不要です。** 10月の保育料から無償化されます。
対象者には10月以降の負担額（0円）について改めて文書によりお知らせします。
- **幼稚園等の利用に加え、預かり保育等を利用される場合は保育認定を受ける必要があります。**

～申請方法～

認定申請書及び就労証明書等を竹原市社会福祉課子ども福祉係へ提出してください。

提出期限：令和元年9月20日（金）

期限後も随時申請を受け付けます。

【副食費の免除について】

- **手続きは不要です。**
免除対象者については、市役所から文書により改めてお知らせします。

問い合わせ先：

保育所、認定こども園に関すること

竹原市福祉部社会福祉課子ども福祉係（市役所本庁舎別館1階）

TEL:0846-22-7742

幼稚園に関すること

竹原市教育委員会学校教育課学事係（市役所本庁舎別館2階）

TEL:0846-22-7753